

**一般社団法人日本顎関節学会**  
**専門医制度施行に関する申し合わせ**

平成25年7月19日施行  
平成27年7月3日一部改訂

第1条 専門医制度規則第3章専門医資格第6条の2項および第6章研修機関第11条2項に関して、研修施設申請に関わる施設代表専門医および指導医の取得を希望するものは、専門医制度施行細則の第4章第2節専門医の申請方法の第16条に定める1)、2)、3)、8)、9)、10)に併せて、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、資格認定委員会(以下、認定委員会)に提出しなければならない。

- 1) 5年以上の会員歴証明書
  - 2) 本会が認める研修カリキュラムを網羅する特別講習会の受講証明書
  - 3) 受講内容に関する試験の合格証
- 2 前項で取得した指導医資格の名称は“暫定指導医”とする。
- 3 暫定指導医の認定及び更新等については、別に定める。

第2条 専門医制度施行細則第5章第1節指導医の申請資格の第22条および第23条に規定されている指導医申請者の研修機関在籍(職)期間について、専門医制度規則第19条に定めた暫定期間において専門医資格を取得した者は、旧任意団体日本顎関節学会および一般社団法人日本顎関節学会における認定医として認定研修機関で診療に従事した期間も含めることができる。

第3条 専門医制度施行細則第16条、第27条、第37条、第41条および第49条に定める認定審査料、登録料、更新審査料は次のとおりとする。

- 1) 認定審査料 専門医 10,000円 指導医 10,000円 研修機関 10,000円
  - 2) 登録料 専門医 30,000円 指導医 30,000円
  - 3) 更新審査料 専門医 10,000円 指導医 10,000円 研修機関 10,000円
- 2 指導医の資格更新の申請時に満60歳を超えた者は、終身指導医申請書を提出し、指導医更新手続きを必要としない。

第4条 本申し合わせは平成25年7月19日から施行する。

第5条 本申し合わせの改訂は、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。